

平成27年度シニアパワー活動支援事業募集要項

1 趣旨

本事業は、高齢化が進行している状況の中、元気な高齢者が社会を支える一員として自らの生きがいや健康づくりにつながる活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービス基盤にもつながる活動などの公益性の高い地域活動の立ち上げに対する補助を行い、これらの活動を推進するとともに地域社会の活力の維持向上を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

県内高齢者の社会参画を推進するため、高齢者が主体となって実施する地域活動であって、交付決定日から平成28年3月31日までに終了する次号に掲げる事業とする。ただし、(2)に掲げるいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 補助対象事業

- ア 高齢者（65歳以上）が主体となって実施する事業
 - イ 高齢者の社会参画の促進や地域活性化を目的とした公益性の高い事業
 - ウ 平成27年度に開始する事業
 - エ 次年度以降も継続して実施される事業
- なお、今回募集する事業は、他の団体等から助成を受けていないものに限る。

(2) 補助の対象外とするもの

- ア 他の助成団体からの補助金等の交付対象となっているもの（委託による場合を含む。）
- イ 特定の事業者の利益のために行うと認められるもの
- ウ 政治的又は宗教的な宣伝を目的として行うと認められるもの
- エ 営利を目的とするもの
- オ その他、本事業の取組内容としてふさわしくないと認められるもの

3 応募資格

- (1) 大分県内に事務所を有するNPO法人及び任意団体であること。
- (2) 活動スタッフのうち過半数が高齢者（65歳以上）であること。ただし、高齢者団体と共同で実施する場合も可とする。
- (3) 活動計画等により、団体として今後継続して活動することが確認でき、かつ、事務処理体制が整っており、事業を確実に遂行できると認められる団体。
- (4) 原則として3人以上の構成員があること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 補助対象及び対象外経費

補助対象及び対象外経費については以下のとおりとする。なお、補助対象経費の詳細については(別紙1「補助対象経費一覧」)を参照すること。

(1) 対象経費

- ア 報償費(講師、各分野専門家等への謝礼金等)
- イ 旅費(交通費、宿泊費等)
- ウ 需用費(消耗品費(2万円未満の事務用品等)、印刷製本費、修繕料(ただし、修繕料については補助対象経費の1/3以内)等)、その他必要物品購入費等)
- エ 役務費(通信運搬料、広告料、保険料(ただし、保険料についてはボランティア保険に限る)等)
- オ 使用料及び賃借料(会議室、設備、機材、備品等の借上料(会場冷暖房費を含む。)、バス又は自動車の借上料等)
- カ 原材料(ただし、修繕のための資材購入等に限る)
- キ 備品購入費(1個2万円以上の物品(ただし、備品購入費については補助対象経費の1/3以内))

(2) 対象外経費

- ア 人件費(賃金)
- イ 光熱水費や家賃等の事務所運営管理費(電話代やインターネット経費含む)
- ウ 燃料費(ガソリン、灯油代)
- エ 食糧費(会議に係るお茶代等)
- オ 賄材料費(食材購入費等)

5 補助率及び補助限度額

(1) 補助率及び補助限度額は、下記のとおりとする。

- ア 補助率 10/10以内
- イ 補助限度額

① 福祉分野活動に関する事業

1事業あたり50万円(消費税込)を限度とする。(ただし、予算の範囲内で調整するものとする。)

② ①以外の活動に関する事業

1事業あたり30万円（消費税込）を限度とする。（ただし、予算の範囲内で調整するものとする。）

(2) 交付決定を受けた後において補助対象経費の総額が増額した場合においても、補助金の額は、増額しないものとする。

(3) 補助予定団体は、6団体程度（①福祉分野活動に関する事業：3団体程度、①以外の活動に関する事業：3団体程度）とする。

6 補助対象事業の募集

補助対象事業の募集は事業計画を各種団体から公募することにより、事業実施主体を選定。募集は原則年1回行うものとするが、補助金交付決定後、なお予算に補助するに足る残額がある場合は、追加募集を行う場合がある。

(1) 応募期間

平成27年11月9日（月）から平成27年12月4日（金）17:00（必着）

(2) 提出書類

- ア シニアパワー活動支援事業費補助金にかかる応募書（様式1）
- イ 事業計画書（様式2）
- ウ 収支予算書（様式3）
- エ 団体調書（様式4）
- オ 誓約書（様式5）

※本募集要項（応募用紙）は、県ホームページからダウンロード可能

(3) 応募方法

下記応募先に1部郵送または持参すること。

応募に必要な書類の作成に要した経費や郵送料等、応募に係る経費は全て応募者の負担とする。なお、提出された書類は返還しない。

(4) 問い合わせ・応募先

大分県福祉保健部 高齢者福祉課 地域包括ケア推進班 丹生

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

電話 097-506-2695

7 補助団体の決定

(1) 選考方法

補助団体は、第1次審査（書類審査）、第2次審査（ヒアリング）を経て決定する。第2次審査は別に定める審査委員会により行う。

なお、2次審査の実施日程等詳細については、第1次審査を通過した団体のみに説明する。（12月中旬～下旬頃を予定）

(2) 審査基準

審査基準は以下のとおり。

①第1次審査

審査項目	審査基準（着眼点）
1 応募資格	・ 応募資格を満たしているか
2 事業目的	・ 公募の趣旨に合致した提案か
3 事業効果	・ 事業実施による効果が期待できるか
4 実現可能性	・ 提案は実現可能か（方法、期間、人的支援、活動実績等）
5 予算	・ 予算は妥当か

②第2次審査

審査項目	審査基準（着眼点）
1 社会参加促進性	・ 活動が活動者自らの生きがいや健康づくりにつながるものか
2 福祉性	・ 活動が福祉的な要素を含むものか
3 高齢者支援性	・ 活動が高齢者支援につながるものか
4 内容	・ 高齢者の社会参画の促進や地域活性化を目的とした公益性の高い事業か ・ 内容に具体性があるか ・ 地域課題を把握した内容となっているか ・ 地域課題を解決する内容となっているか
5 実現性	・ 実現可能な内容であるか ・ 計上された経費は妥当か ・ 必要経費は計上されているか、また、補助金額の範囲内であるか ・ 事業実施に熱意・能力があるか ・ 業務の遂行に必要な組織、人員を有しているか
6 効果	・ 地域社会活力の維持向上が期待できるか
7 継続性	・ 活動の長期計画をたてている等継続性が見込めるか

(3) 選考結果

選考結果は、提案のあった全ての団体に文書で通知を行う。また、結果について県のホームページで速やかに公表する。

(4) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがある。

- ア 実施計画書等に虚偽の記載がある場合
- イ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ウ その他、募集要項に違反した場合

8 補助決定団体の手続き

補助先に決定した団体等（以下「事業実施主体」とする。）はシニアパワー活動支援事業費補助金交付要綱に従って手続きを行う。

- (1) 補助金交付申請書提出前に、事業実施主体の提案をもとに、事業実施担当課または代表者と打合せを行う。その際、協議のうで提案内容を一部変更する場合がある。
- (2) 手続きは、大分県補助金等交付規則及びシニアパワー活動支援事業費補助金交付要綱に基づいて行う。
- (3) 事業費の支払いは、原則として事業完了後の精算払とするが、事業実施主体の状況によって事前に事業費又は上限金額の1/2を限度に概算払することができる。

9 事業報告

事業実施主体は、事業の完了後30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、実績報告書を提出する。

また、実績報告書に経費証拠書類の写し及び事業の実施内容や効果がわかる資料（実施状況を撮影した写真、補助金により作成したチラシ、パンフレット等）を添付すること。

なお、事業実施経費について収入及び支出を記載した帳簿を備えて経理状況を明確にし、関係書類を5年間保存すること。

10 事業実施状況の公表

本事業の実施状況や成果を県のホームページ等で公開する。

【提出書類一覧】

- (1) シニアパワー活動支援事業費補助金にかかる応募書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 収支予算書（様式3）
- (4) 団体調書（様式4）
- (5) 誓約書（様式5）